

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年2月9日 開会

令和6年2月9日 閉会

令和6年2月9日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 16名

農業委員出席委員

2番 近藤千鶴 3番 赤池勝 4番 齊藤学
5番 佐野守 6番 佐野均 7番 佐野強
8番 伊藤照男 9番 近藤雅隆 10番 村松義正
11番 富永政則 13番 遠藤光浩 14番 旭一昭
15番 荻真教 17番 佐野むつみ 18番 内堀忠雄
19番 杉山弘子

欠席委員

1番 脇坂英治 12番 宮島孝子 16番 後藤文隆

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩川金彦 3番 渡井清孝 4番 渡邊勝彦
5番 竹川篤志 6番 村松慎一 7番 土井一彦
8番 加藤文男 9番 藤浪庸一 10番 有賀文彦
11番 鈴木四郎 13番 牧澤邦彦

欠席委員

1番 土井治 12番 篠原兼義

事務局職員

(併) 事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

事務局

それでは、資料の確認のほうをさせていただきます。

先に配付させていただきました議案と、本日、机上配付物としまして、議案に係る別冊航空写真、農地利用集積等促進計画に関する意見について（依頼）、それと、農地改良届出書の受理状況、令和

6年度の農業委員会総会の日程表であります。こちらにつきましては、また、推進会議の終わった後、説明のほうをさせていただきます。それと、農地利用最適化推進会議の資料、農業会議情報、先月実施させていただきました農業委員会親睦会の会計報告のほうをさせていただいております。あと、2月の活動日報、こちらにつきましては3月の総会の際に記入の上、提出をお願いをします。そして、農地の苦情につきましては、該当地区の委員さんのほうに地図を置かせていただいておりますので、また、確認をお願いをしたいと思います。

以上、配付漏れはございませんか。

それではよろしく申し上げます。

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

まず、御苦労さまです。総会に入る前に皆様になんかお願いがありまして、この総会で議事録を見ますと、個人情報が出ている場合がありますもんで、個人情報については、総会のところで記録が残りますから、くれぐれも注意して取り扱っていただきたいと思います。

事務局、これについて補足ある。

事務局

会長がおっしゃったとおりでございまして、議事録につきましては録音のほうをさせていただきます。議事録として作成をしているわけですが、こちらにつきましては、農業委員会総会という正式な会議の場でありまして、この議事録というのは永久的に保存をされることになります。ですので、発言をするなということではありませんので、分からないことがあったら質問はしていただきたいとは思いますが、その質問の際には、個人名もそうですけども、いわゆる個人の風評とかそのようなことを述べるのはやめていただきたいなと思います。

推進会議の場においては特に録音等はしておりませんので、自由な発言はいいんですけれども、総会につきましてはちょっと注意のほうをしていただきながら質問のほうをしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

じゃあ、皆さん、よろしく申し上げます。

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、1番 脇坂英治委員、12番 宮島孝子委員、16番 後藤文隆委員からの本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、本会議が成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、14番 旭一昭委員、15番 荻真教委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、「会議録署名人」に、14番 旭一昭委員、15番 荻真教委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第6号から協第1号です。

初めに、報第6号から報第11号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和5年12月21日から令和6年1月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1及び2ページをごらんください。

朗読いたします。

報第6号 農地返還通知書の受理について。

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の3ページをごらんください。

朗読します。

報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の4及び5ページをごらんください。

朗読します。

報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6から8ページをごらんください。

朗読します。

報第9号農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について。

農地を農地以外のものにするためその農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9ページをごらんください。

朗読します。

報第10号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

続きまして、議案の10ページをごらんください。

朗読します。

報第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により、静岡県知事から農用地利用集積等促進計画による配分について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが1件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第6号から報第11号まで報告済みといたします。

「議第8号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

では、議案の11ページをごらんください。

議第8号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について。

農地の所有権の移転又はその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページをごらんください。

申請地は北山で、北山第一区区民館の北西に位置する農地です。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人と渡人は親戚関係にあり、申請地の隣地を受人が耕作しており、渡人も労力不足による規模縮小を考えており、意向が合致したことから申請に至ったものです。受人は、水稻を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は8,935.12平方メートルで、稼働人員は5名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページをごらんください。

申請地は上井出で、パーパス富士宮工場の北に位置する農地です。

受人は上井出にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

渡人は市外に居住しており非農家であることから、申請地を平成27年に3条許可にて貸し出し、以降、受人が耕作を行っていました。受人が順調に耕作できていることから所有権移転したく、申請に至ったものです。申請地では引き続き、ハウレンソウや大根など露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は変わらず3,071平方メートル、稼働人員は2名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページをごらんください。

申請地は大鹿窪で、青木共和コンクリートの北西に位置する農地です。

受人は静岡市清水区にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

渡人が耕作及び管理ができないため、清水区で造園業を営み、今後、新規就農し、農業を行っていききたいとの意向を持つ受人に所有権移転したく、申請に至ったものです。受人はキダチアロエ、藍を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は3,746平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページをごらんください。

申請地は内房で、本成寺の東に位置する農地です。

受人は、内房にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人と渡人は兄弟関係にあり、渡人が相続しましたが、申請地の隣地に居住する受人が以前から申請地を耕作しており、農地法3条許可における下限面積要件も撤廃されたことから、所有権移転したく申請に至ったものです。受人はブロッコリーやキャベツなど、露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は209平方メートルで、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第4項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項及び4項について、担当委員の調査報告をお願いします。

7番。

7番 佐野強委員

先ほど事務局からちょっとお話がありました3項について、調査結果について報告します。

去る2月7日、申請代理人、行政書士、事務局1名、私と現地にて調査を行いました。

現況としましては、先ほど事務局からありましたように、渡人さんが高齢となり耕作ができなくなり、知人の受人様に贈与しました。現在、農地については遊休農地になっていまして、一部近隣の方が野菜を耕作しておりました。

受人は新規就農者で、造園業を行っています。技術取得については、JAしみず蒲原店で指導を受けたそうです。今後はキダチアロエを作付する予定です。ちょっと質問をしまして、アロエにつきましては温暖なところがいいんじゃないですかってちょっと聞いたところ、ある程度大きくなれば問題なく栽培できるようです。それで、出荷先につきましては、西伊豆の仁科にある業者へと出荷する予定だそうです。もしうまくできないようであれば、先ほど事務局からありました、藍を作付する予定でいるようです。それで、また、今後農地を増やして、農業法人化を計画しているとのことでした。

総体的に考えますと、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

2番。

2番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の第4項につきましては、2月2日、申請地にて本人と事務局2人、農地利用最適化推進委員の鈴木四郎氏と私でお話を聞いてまいりました。

所有者が長年土地の管理ができなかったため、申請者が土地の管理をしてまいりました。申請者は子供の頃から両親の農作業を手伝ってきたため、野菜の栽培方法は熟知しています。様々な野菜が栽培されており、農業に対しての意欲が十分伝わってまいりました。

申請書のとおり問題がありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。議第8号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第9号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の13ページをごらんください。

朗読します。

議第9号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について。

農地を農地以外のものしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真5ページをごらんください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

申請人が支柱部分面積を営農型太陽光発電設備に転用したいというものとなります。申請地は、営農型太陽光設備を設置するという申請をし、令和3年2月10日に許可を受けました。当初許可の終期が令和6年2月9日までとなるため、再度、一時転用申請があったものです。ブドウ、シャインマスカットの作付をし、営農型太陽光発電設備を設置したく申請するものです。

申請者は、山本で約7ヘクタールの農地を管理している認定農業者です。以前よりお茶の収益が減少しており、ほかの作物との両立を考えていたところ、ブドウの繁忙期は夏から秋でお茶とずれるため両立が可能で、パネルが雨受けとなるなど営農型が有効、ブドウは高収益が見込め、お茶の風水害、相場安などのリスクを回避できることなどから、申請に至ったものです。申請地は、星山ニュータウン向かいにある農業地になります。

審査したところ、ほかに代替性がある土地はなく、転用期間中も耕作を継続すると認められること。ブドウ栽培の実績はなかったものの、長野県にあるブドウ栽培の営農型パネル事業の先進果樹園から見学や勉強などノウハウを享受し、今後も相談役として援助、アドバイスを受けておること。地元のブドウの作付者とも適宜情報共有している環境であること。支柱は容易に撤去が可能であり、面積も必要最小限と認められること。下部の農地が効率的な営農が認められなくなった際に、設備の撤去に必要な資力信用が認められることなどから、許可相当と判断しました。

平成30年5月15日付け農振第78号による「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、認定農業者により設置されているこの案件が承認された場合は一時転用期間が10年以内となりますが、直近でのブドウ栽培の単収実績が未成園でないため、3年間としました。なお、5年間での成園化を想定しているとのこと。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番。

19番 杉山弘子委員

ただいま審議中の1項について、説明させていただきます。

2月5日9時半から申請者、農業委員2名、事務局1名の合計4名で現地調査させていただきました。

この件は継続更新の申請です。営農型太陽光とシャインマスカットを組み合わせた取組ですが、糖度計を用いて測定し、20%以上の品質を保ち、出荷基準もクリアしているとのことでした。3年経過しましたが、土砂流出・堆積・崩壊等の影響は出ていなく、苦情や指摘もないということでした。

事務局の説明どおりで問題ないです。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の14ページをごらんください。

朗読します。

議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真の6ページをご覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。

譲受人が、営農型太陽光発電設備を設置しようとして、支柱部分0.28平方メートルを一時転用しようとするもので、令和3年2月10日に転用許可を得ておりますが、3年間の一時転用許可期間が終了となるに当たり、今月、改めて申請に至ったものです。

申請地は、安立寺の南約300メートルに位置する農用地区域内にある農地となります。審査し

たところ、1年間の営農状況につきましては、令和4年度は地域の平均的な単収の80%に達しておりますが、令和5年度については耕作を行っていたものの、イノシシの被害により単収はゼロとなる見通しです。このため、今後の被害対策として、電気柵設置を予定するとのことです。

平成30年5月15日付け農振第78号「支柱を立てて営農継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」より、その事情、その期間における営農状況を十分勘案して総合的に判断するものとされており、申請者自らが責任を持って耕作をし、実績からも努力していることが認められることや、イノシシ対策を今後実施することなどから、転用期間を3年間とし、許可が相当と判断しました。

第2項及び航空写真7ページをごらんください。

申請地、申請人は議案のとおりとなります。

申請人が贈与により権利取得し、駐車場5台に転用しようとするものです。申請人は隣接する土地に住んでいますが、駐車スペースが足りないため、本申請地を利用したく申請に及んだとのことです。申請地西側が自宅になりますが、こちらにとめられる台数が現在2台までしかとめられない土地の形状となっております。駐車場5台の内訳としては、家族用、来客用として1台、申請人が代表を務める法人が交通誘導などの警備業務を行っており、現場に向かう際に一度代表の家で打合せを行い、その後、業務に出かけるため必要であるとの利用計画となっております。土地の形状と台数から、転用面積は妥当なものと判断いたしました。

申請地は、南陵工業団地の南東約200メートルの国道469号沿いに位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は北を道路、東を畑、西と南を宅地に接しますが、東側農地との間には約1メートル程度の段差があるため、周辺農地に与える影響は少ないと思われます。使用を検討した土地の中で地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。

資金は、自己が工事業務を行っていることから、自分で駐車場への整地を行うことが可能とのことで、整地費用は想定されておられません。許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び航空写真8ページをごらんください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。

申請人が賃貸借により権利設定し、駐車場として転用しようとするものです。申請人は、発電及び電気の販売、それに附帯する業務を行っている法人で、2019年に申請地の道路を挟んだ北側土地で北山用水を利用した小型の水力発電所を設置しました。現在、北山用水が徳川家康公の命により作られた用水とされていることから、家康公用水発電所の名称で営業していますが、今後、地域に開かれた発電所になるように周辺環境に調和する外観に変更し、災害が発生した場合、独自の電源を生かして、地域の方への携帯電話のバッテリー等の充電及び発電所内部をガラス張りにして内部を見れるような構造にすることで、観光拠点としての整備を目指しているところです。

このことから、観光用として当該申請地を転用し、駐車場5台の整備を行うものです。5台の内訳といたしましては、マイクロバス用が1台、一般車が4台であり、必要台数としては適正であると判断しました。また、転用面積も必要最低限で行っており、問題ないと判断しました。

北側は道路を隔てて水力発電所敷地、東側は道路、南は農地、西は農地となります。南側農地との間にはブロック塀による仕切りがあり、西側農地とも高さにより隔てられている形状のため、周辺農地に与える影響は少ないと思われます。問題が生じた場合は自己の責任で解決します。

資金については、自己資金で確保されております。

第4項及び航空写真9ページをごらんください。

申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備用地として転用しようとするものです。申請人は、浜松市に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ、申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は、北山出張所から約300メートル以内に立地することから、第3種農地と判断したため、代替性の検討は不要となります。周囲は北を道路、東を道路、南・西を田に接していますが、南側農地との間には見切りが設置されており、西側農地との間には水路があり、かつ、1メートル程度の段差がある形状ですが、隣接地との間には全周フェンスを設置するなどの対策を行い、また、外周には土堰堤を設置しますので、周辺農地への影響は軽微と思われます。敷地には防草シートを設置しますが、雨水が浸透するタイプのシートを使用する予定です。

富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインによって施工し、万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応します。他法令の抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており、地域の同意を得て事業を遂行する計画で、問題ないと判断しました。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第5項及び第6項は同一案件となります。航空写真の10ページをごらんください。

申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備用地として転用しようとするものです。申請人は、第4項と同じく、浜松市に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ、申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地に該当と判断したため、代替性の検討を行いました。ありませんでした。周囲は北を田、東を水路敷、南を水路、西を道路に接していますが、全周フェンスを設置するなどの対策を行い、また、外周には堰堤を設置しますので、周辺農地への影響は軽微と思われます。敷地には防草シートを設置しますが、こちらも雨水が浸透するタイプのシートを使用する予定です。

富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施工し、万が一被害が生じ

た場合には、自己責任にて対応します。申請地は、市の条例に規定される、抑制区域外に該当し、パネル面積も1,000平方メートル未満であるため問題はありません。他法令への抵触はなく、近隣住民への事前説明も行っており、地域の同意を得て事業を遂行する計画で問題ないと判断しました。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項、4項、5項及び6項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 萩真教委員

15番です。

ただいま審議中の第1項について、現地調査の結果について報告します。

2月8日午後1時ごろ、譲受人、譲受人の兄、渡井推進委員、事務局、私の5名で申請地で会い、話を聞きました。

今回の申請は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う使用貸借による支柱部分のみの一時転用の継続を求めるものです。譲渡人と譲受人は親子関係になります。発電設備の下で水稻を栽培しております。9年目を迎えました。今作はイノシシに入られてしまい田を荒らされてしまって、刈取りはしましたが、収穫はありませんでした。次期作は電気柵等を設置し、鳥獣害対策を行うとのことです。昨年の収穫量は平均単収の8割を超えており、これからも営農を続けていくということでしたので、事務局の説明のとおり申請に問題はないと思いますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

11番。

11番 富永政則委員

ただいま審議中の4項について報告します。

6月2日11時より、渡人の方、受人の方2人、内堀委員、事務局2名、合計7名で現地調査しました。

東・北側を道路で、南側を畑の段差があり、西側との間には細い道があるということです。渡人の高齢化で管理ができなくなり、今回の権利移転となりました。太陽光パネル設置には周りの承諾も受けており、また、道路で縁も防草シートを張り、雑草が出ないようにするとのこと。

事務局の報告どおり問題ないと思います。審議のほど、よろしく願いします。

議長

2番。

2番 近藤千鶴委員

ただいま審議中の第5項、第6項の調査結果について報告いたします。

2月2日9時40分、申請人2名と事務局2名、農地利用最適化推進委員の鈴木四郎氏と私とで調査してまいりました。

おおむね申請書どおりでございましたが、私が気になることをちょっと申し上げます。今回の立会の前に、昨年の9月8日にも同じ申請者さんの立会いがあったので、その前にその場所も行って事前調査をしたところ、実はもう所有者が違っておりました。これ9月8日だったですね。近所の人のお話と、看板にもその旨が書いてございました。この変更したことを市の環境エネルギー室にも報告がないようでもございました。ですので、私は昨年の9月8日の立会いのときにはそのように所有者さんがすぐ変わるなんていう説明は全然受けてなかったものですから、今回の大久保のこれは大丈夫かということでしたら、今回はそういうことはないということでもございました。ですので、こういう変更があった場合は、すぐ担当課とか環境エネルギーに、そして住民説明とかその他いろいろ報告するようというふうに、そんなふうに申し上げました。

そして、2点目としまして、大変道幅が狭いところで、擦れ違いにも大変なところだったものですから、工事には十分配慮してほしいということと、今回、大変珍しく道より下だったんですね。だから、石が飛んだり、また、車が落ちたり、下が落ちやすいので、フェンスの位置を高くしていただいて、道から離しての設置を要望いたしました。

そして、3点目として、ノンフィットでやるということでしたので、パネルの廃棄とか災害の積立金は大丈夫かというような質問を確認した次第でございます。おおむね大丈夫だと思います。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

10番 村松 義正委員

第6項のことについて、パネル面積が410平米に対して敷地面積が403平米ですね。ということは、登記の面積かどうか分からないんですけど、パネルがどっちかにはみ出ているとかそういうことでしょうか。ちょっとその辺を。

議長

事務局。

事務局

今回、6項につきましては、5項と6項で同一案件となりますが、申請人の渡人が違うというところで別件ということになっております。ですので、全体計画面積としては、5項と6項の面積に対してこちらのパネル面積といったところになりますので、お願いいたします。

議長

いいですか。

10番 村松 義正委員

はい。

議長

ほかに御質疑。

では、御質疑がないようでしたら、農業委員による採決を行います。

議第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第11号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買入れ協議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の16ページをごらんください。

朗読します。

議第11号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買入れ協議について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出があったので、当該農用地について旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第1項及び別冊航空写真11ページをごらんください。

申請地は議案のとおりです。計2万810平方メートルで、富士宮養鶏団地の西に位置する農地です。

申請地の所有者から買入れあっせんの申出がありました。本案件は、農地中間管理機構を介し、利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申出に対し、買入れの協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定されますと、農業委員会から市農業政策課に対し、買入れ協議の要請を行います。その後、市として買手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れとなります。買入れ協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において、利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されますので、改めて御審議をお願いします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます

それでは、農業委員による採決を行います。

議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第12号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。

議案の17ページをごらんください。

議第12号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について。

令和6年1月29日付け富農第1119号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

ページをめくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況をごらんください。

利用権の設置を受ける者の数21人、利用権を設定する者の数14人、利用権を設定する農用地の面積は計29万8,889.75平方メートルとなります。

貸借について、4ページ目から11ページまでは相対での利用権設定、12ページ以降は中間管理事業となります。

以上で、概要の説明は終わります。

それでは、利用権に係る第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真12ページをごらんください。

申請地は星山で、富士心身リハビリテーション研究所附属病院の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は5年再設定となります。第1項は再設定となりまして、第1項の移転後経営面積の記載に誤りがあります。移転後経営面積は変わらず、11万6,817.12平方メートルとなります。

第2項及び別冊航空写真13ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧牧場肥料製袋工場の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。期間は6年新規となります。移転後経営面積は、18万3,009.18平方メートルとなります。

第3項及び別冊航空写真14ページをごらんください。

申請地は根原で、丸山牧場の東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は、6年新規となります。移転後経営面積は、15万341.07平方メートルとなります。

第4項及び別冊航空写真15ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧牧場肥料製袋工場の北及び東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は、6年新規となります。移転後経営面積は、13万3,472.60平方メートルとなります。

第5項及び別冊航空写真16ページをごらんください。

申請地は根原で、丸山牧場の東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は、6年新規となります。移転後経営面積は、9万9,476.25平方メートルとなります。

第6項及び別冊航空写真17ページをごらんください。

申請地は根原で、アーバンキャンピング朝霧宝山の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。期間は、6年新規となります。移転後経営面積は、27万1,064平方メートルとなります。

第7項及び別冊航空写真18ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧牧場肥料製袋工場の東に位置する農地となります。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は6年新規となります。移転後経営面積は、3万1,611平方メートルとなります。

第8項及び別冊航空写真19ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧牧場肥料製袋工場の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は6年新規となります。移転後経営面積は、49万1,553.8平方メートルとなります。

第9項及び別冊航空写真20ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧メイプルファームの北及び東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は6年新規となります。移転後経営面積は、14万124.38平方メートルとなります。

第10項及び別冊航空写真21ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧牧場肥料製袋工場の北及び北東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は6年新規となります。移転後経営面積は、20万7,521.34平方メートルとなります。

第11項及び別冊航空写真22ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧牧場肥料製袋工場の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。期間は6年新規です。移転後経営面積は、24万8,045.71平方メートルになります。

第12項及び別冊航空写真23ページをごらんください。

申請地は根原で、富士山朝霧バイオマスプラントの東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は6年新規になります。移転後経営面積は、20万754平方メートルになります。

第13項及び別冊航空写真24ページをごらんください。

申請地は根原で、丸山牧場の東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は6年新規になります。移転後経営面積は、5万1,375.88平方メートルになります。

第14項及び別冊航空写真25ページをごらんください。

申請地は麓で、植竹牧場の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は6年新規になります。移転後経営面積は、22万8,026平方メートルになります。

第15項及び別冊航空写真26ページをごらんください。

申請地は根原で、朝霧牧場肥料製袋工場の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。期間は6年新規になります。移転後経営面積は、20万4,956.84平方メートルとなります。

以上が、相対での利用権のものになります。

続きまして、中間管理事業について、第1項から順に説明します。

中間管理事業の第1項及び別冊航空写真27ページをごらんください。

申請地は猪之頭で、井之頭小学校の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用賃借権設定となります。期間は5年再設定になります。移転後経営面積は変わらず、3万3,025.25平方メートルとなります。

第2項及び別冊航空写真28ページをごらんください。

申請地は山宮で、山宮スポーツ公園の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用賃借権設定です。期間は9年11か月新規になります。移転後経営面積は6,124平方メートルになります。

第3項及び別冊航空写真29ページをごらんください。

申請地は下柚野で、蓮成寺の南東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用賃借権設定です。期間は4年新規になります。移転後経営面積は3万3,051.70平方メートルになります。

第4項及び別冊航空写真30ページをごらんください。

申請地は北山で、北山一区ふれあい広場の南西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は8年7か月新規になります。移転後経営面積は3万9,489.68平方メートルになります。

第5項から第8項までは同一受人の案件になりますので、一括して説明します。

第5項から第8項及び別冊航空写真31及び32ページをごらんください。

申請地は馬見塚と青木で、馬見塚は富士宮ホテル時之栖の南西、青木は富士大洋馬見塚工場の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、いずれも使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は10万5,365.96平方メートルになります。

第9項から第12項までは同一受人の案件になりますので、一括して説明します。

第9項から第12項及び別冊航空写真33及び34ページをごらんください。

申請地は青木と北山で、青木は坂下の八幡宮の南東、北山はあさぎり高原食品の東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、いずれも使用貸借権設定です。期間は5年再設定になります。移転後経営面積は変わらず2万5,864.20平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

15番 荻真教委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、15番です。第1項とか第11項とか15項とか写真が一緒のところのような気がするんですけど、その中の一部ということなんですかね。

議長

事務局。

事務局

おっしゃるとおりになります。農地という形で、一つの筆の中の一部分をそれぞれの農業者が借りるという形になります。

15番 荻真教委員

分かりました。

議長

いいですか。

15番 荻真教委員

はい。

議長

ほかにありますか。

ないようでしたら、農業委員による採決を行います。

議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第12号は農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

「議第13号 非農地通知の審議について」を議題といたします。

事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議案書の18ページをごらんください。

議第13号 非農地通知の審議について。

農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により、次の農地が農地法第2条第

1項に該当しないものとして審議を求めるということで、土地登記簿の地目が農地になっている土地について、昨年、皆様方のほうで実施していただきました農地法第30条、利用状況調査、農地パトロールですけれども、その結果、農地に該当しないと判断された農地につきまして、今回、非農地通知一覧として掲載させていただいております。

総面積としましては、12ページに記載をしてありますけれども、23万6,759.48平方メートル、筆数としまして、全部で408筆ということになります。

こちらにつきましては、いずれも森林の様相を呈しており、農地として復元することが困難な土地ということで、調査の中で赤判定された農地につきまして、その後、事務局でも再度航空写真や、場合によっては現地の方を確認をさせていただきまして、既に周囲も山林化しており、農地でないと判断をさせていただきました。

なお、本日この議決をいただいた後、農地台帳のほうから削除するとともに、土地所有者に対しまして、非農地通知書を送るとともに、法務局への登記地目の変更手続を要請することになります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり処理することに決定しました。

「協第1号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局

議案の19ページ、最後のページをごらんください。

朗読します。

協第1号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について。

令和6年1月30日付け富農第1130号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

本件については、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法等の改正によって、今後、新たに協議、審議等が必要となる議案となります。今回が第1回目となりますので、先に議案の趣旨について説明させていただいてから、各案件について説明をいたします。

これまで、先に御審議いただきました議第12号のとおり、農業経営基盤強化促進法により市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会が決定することで、利用権、中間管理による貸借・売買が行われてきました。先般の法改正により、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、新たに農用地利用集積等促進計画に一本化され、根拠となる法律も、農業経営基盤強化促進法から、農地中間管理事業の推進に関する法律へと変わっています。現在、この変更は2年間の経過期間中となっており、従前のとおり、農用地利用集積計画においても、利用権、中間管理の設定が可能となっておりますが、今後、静岡県農業振興公社と貸主・借主間で進行している案件が消化されていくことにより、農用地利用集積計画での案件が少なくなり、徐々に農用地利用集積等促進計画での設定案件が増え、最終的に来年度夏頃には、全ての中間管理案件が農用地利用集積等促進計画で設定される見込みとなります。

農用地利用集積等促進計画に対する農業委員会の役割としては、これまでの決定から意見聴取に変わります。この意見聴取においては、市が策定した計画案に対して、借受者が耕作を行うのに適当な農業者であるかといった視点でごらんいただければと思います。

さて、案件の説明となりますが、本日お配りいたしました、農用地利用集積等促進計画に関する意見について依頼を2ページめくっていただきまして、第1項から順に説明をさせていただきます。

では、第1項をごらんください。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規となります。移転後経営面積は、4万2,823平方メートルとなります。

続きまして、第2項をごらんください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は、3万9,706.68平方メートルとなります。

第3項及び第4項は同一受人の案件となります。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。移転後経営面積は、7,152平方メートルになります。

第5項をごらんください。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。水稻を栽培し、設定期間は5年で再設定となります。移転後経営面積は、6万2,133.16平方メートルになります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をいたします。

協第1号は原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、協第1号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況。

令和6年1月12日から令和6年2月8日について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真をごらんください。

農地改良届出書の提出が2件、事業完了報告書の提出が1件ありました。

それでは説明します。

第1項、申請地は農用地となります。申請地の畑と道路の間に段差があることから、これを解消し、農作業車の走行や草地管理を効率的にすることを目的として、今回、農地改良の届出がありました。

申請地の土地の一部約45平方メートルについて盛土するものです。実際には、令和5年7月1

4日から7月21日までの間に、農地改良届出がなされる前に盛土がなされておりました。この部分について現地を確認したところ、盛土をした部分の上に、農地ではなく駐車場として看板が立っている状況での利用が確認されました。このことから、農地としての利用となるよう、今回は正工事をを行うことについて届出があったものです。

是正工事予定期間は令和6年2月20日から3月31日を予定するものです。是正工事内容は、現在、駐車場として使用できるよう造成されているため、盛土をした部分はフラットになっていますが、逆に盛土をしていない部分の間に同じ筆内でかなりの段差が生じてしまいました。道路部分から車が入れるよう盛土を斜めになるように滑らかにすることで、道路からの車両が入れるよう本来の目的に沿うようにするものです。

なお、今回の農地改良の工事発注者は富士砂防事務所となり、国の事業になります。このため、静岡県盛土等の規制に関する条例の適用はありません。

今回、入れる土につきましては、富士砂防事務所の工事で出た富士山の山土を入れるものとなります。防災上の観点から安全配慮した着工と、苦情等に対しては所有者、工事施工業者、工事発注者が対応します。

第2項、申請地は農用地となります。申請地に急勾配や凹凸があり、農作業車の走行や草地管理が非効率的になっていることから、農地造成により牧草地を整備することで、管理の簡便を図ることを目的に届出がなされたものです。

今回の事業は令和5年9月1日から令和5年11月29日で完了しており、今回、届出を失念していたことから、事後での農地改良届出及び事業完了報告となります。

富士山砂防工事の土を搬入することで、勾配や凹凸を改善し、今後の営農活動の効率化を図ることを目的としております。

なお、今回の農地改良の工事発注者は富士砂防事務所となり、国の事業になるため、静岡県盛土等の規制に関する条例の適用はないものとなります。

なお、本件は土地所有者からの申請となりますが、申請地は中間管理機構による賃貸借の設定がなされております。このことについては、賃借人の同意書の提出も得ております。

入れる土については、富士砂防事務所の工事で出た富士山の山土を入れるものとなります。防災上の観点から、安全配慮した施工と苦情等に対しては、所有者、工事施工業者、工事発注者が対応します。

また、表土の耕作土につきましては、工事中は別の場所に置いていき、その間に砂防の土を入れ、最終的に凹凸を解消してから当初の表土を上に乗せる施工となっております。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。

1 3 番 牧澤邦彦推進委員

1 3 番牧澤です。

1 項の人穴の 4 5 平米の農地改良なんですけど、事前にもう、今の説明だと駐車場として、自分もよくその辺を詳しい調査はしていないんですけど、この入れた写真の奥ですね。その奥でキャンプ場をやるために駐車場を事前に造ったという地元のうわさがあったものですから、その箇所だと思うんですね。ここはまだ調査に行っていないんですけど、この奥でキャンプ場をこの方が水道も引っ張ってやっているその場所が恐らく農地だと思うんですけど、牧草地、そこの確認はまだ行ってないんですけど、そのための駐車場でここへ砂利を入れて事前に駐車場にもうしちやって、目的はキャンプ場をやるこの奥に道路も造りまして、その下に水道管も入れて牧草畑の中でもうキャンプをやっているという地元からの報告がありまして、まだあえてそこへは利用状況の調査には行ってないんですけど、事務局のほうはその辺は何か聞いていますでしょうか。4 5 平米の場所なんですけどね。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

今回、農地改良届出が出ておりまして、先ほども説明申し上げましたとおり、一度現地を確認した際に、キャンプ場の看板のほうを立てている状況のほうは確認をしております。現在、その後は是正を申し入れのほうをしまして、看板のほうは今撤去されている状況、かつ、今回農地改良届出として出ているのは、やはり本来の目的である道路との段差の解消を目的とする盛土に変更するというので今回出ておりますので、今後、2 月から 3 月にかけて駐車場ではなく、段差の解消のためという当初の目的どおりの工事をするということで届出のほうは出ている状況でございます。

1 3 番 牧澤邦彦推進委員

その点は是正というか、そのために改良をやるということなんですけど、今の質問は奥の畑でここを駐車場に使ってキャンプ場をもう開いていると。農地でキャンプ場やるのが合法的なのかどうかということを事務局さんも現地見てどういう捉え方をしたのかなと、ちょっとお聞きしたんですけどね。まだ、自分のほうは調査には行ってないんですけど。奥のほうですね、それから農地、牧草地の中でキャンプをしていいのかということが地元の方から最近あったものですからちょっとお聞きしました。

議長

事務局。

事務局 押尾主任主査

現地も確認させていただいた際、何度か確認させていただいておりますけれどもキャンプをやっているという状況については確認はできなかったところです。

キャンプ場をやることにつきまして農地法上何か問題かということになりますと、やはり農地法上の問題となってくる。本来の農地の適正な使用とされていないというところになりますので、農地法の違反のおそれがあると、そのように考えております。

議長

事務局。

事務局 望月次長兼振興係長

牧澤さんがおっしゃっているのは、隣接のところの土地のことだと思うんですけど、よろしいでしょうか。そのことにつきましては、うちのほうも把握はしております。そして、その土地の地主に対しまして今指導を行っているところでありまして、委員さんおっしゃるとおり、牧草地の上にキャンプ場というのはもってのほかのことでありまして違法でありますので、その辺はうちのほうできちっと今現在対応しているところであります。

それと、今回の農地改良の部分につきましてはそれとは別個ということを確認をしております。1月19日の日ですけれども、代理になっております富士開拓農協のほうと打合せをしまして、この土地の利用の仕方についてはあくまでも牧草地として使うということを確認を取っておりますので、今は是正を行うための農地改良の届出を今回出させていただいたところであります。

そして、この案件につきましては、富士砂防の土を入れるということで土地の所有者のほうから開拓農協のほうへ申請があつて、開拓農協から市の農業政策課のほうへ使わせてもらいたいということで申請があつて、農業政策課のほうから富士砂防のいわゆる協議会、市の管理課だと思うんですけども、そちらのほうへ使わせてもらいたいということで、あくまでも農地改良として富士砂防の土を入れるものだというので市として動いておりますので、農地改良として、いわゆる今一部駐車場みたいになってしまったようですけども、これを是正するように今指導をしているところありますので、よろしく申し上げます。

議長

いいですか。

13番 牧澤邦彦推進委員

はい。

議長

うわさの次元のものは、確約をちゃんと、確認してからここは一応記録を取りますもので、うわさは確認をしてからこの場へ上げてください。よろしく申し上げます。

では、ほかに。

事務局

事務局 押尾主任主査

1点訂正であります。

先ほど農地改良届出第2項で現在賃貸借による権利設定と申し上げましたが、正しくは使用貸借による権利設定となっております。

以上です。

議長

ほかに御質疑ありますか。

では、御質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

これもちまして本日の日程は全て終了いたしました。次回の農業委員会総会は3月11日を予定しております。

以上もちまして、令和6年2月、富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、2時20分から農地利用最適化推進会議を行います。それまで休息といたします。

午後2時10分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 4 番

会議録署名人

1 5 番